

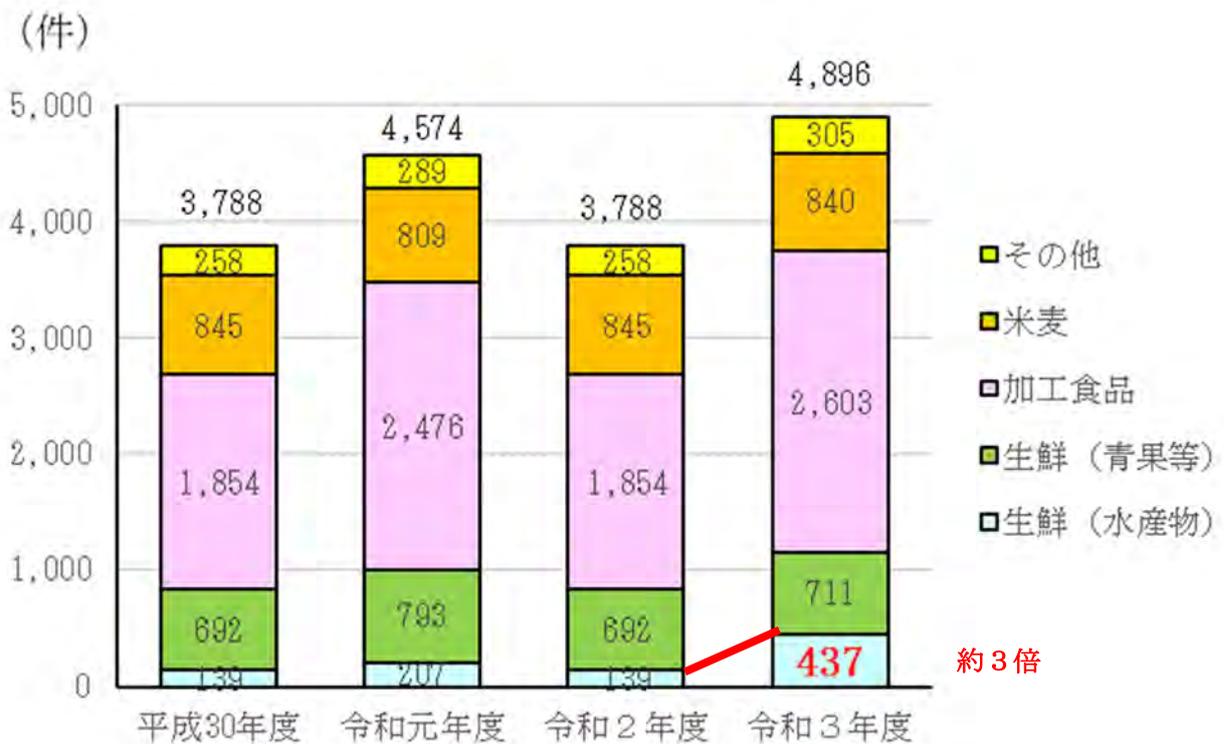
資料5

農林水産省報告資料

令和4年 10 月 20 日
消費・安全局 消費者行政・食育課

農林水産省「食品表示 110 番」受付実績

農林水産省では、食品表示等の疑義情報等を受け付けるためのホットラインとして、「食品表示 110 番」を設置しています。令和3年度は、生鮮（水産物）の情報提供等が、令和2年度の約3倍となりました。



農林水産省ホームページ「食品表示 110 番」

<https://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/110ban.html>

適正な食品表示に向けた事業者の自主的な取組支援について

- 中小規模の食品関連事業者を対象に、適正な食品表示に向けた事業者の自主的な取組を支援するため、以下のテキスト及び動画を作成・公表。

失敗しない！加工食品の原材料表示
(テキスト及び動画)

対象品目（農産物加工品）別に製造工程の各段階において管理する際のポイントを、具体的に解説。

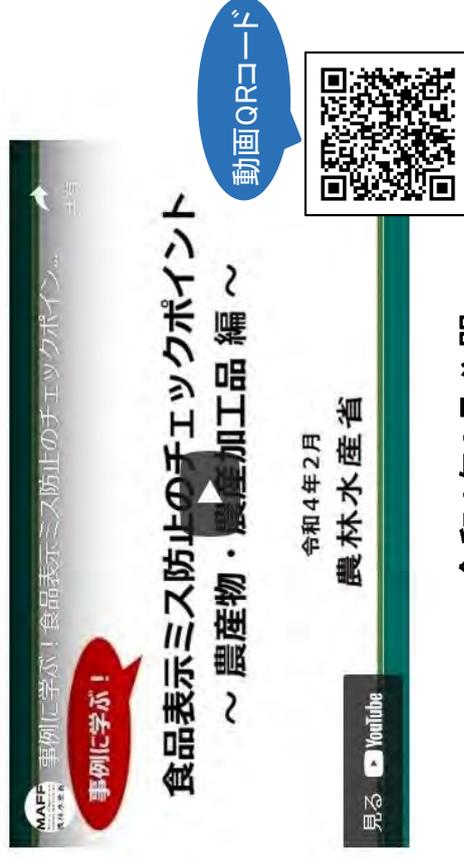


令和4年2月公開

再生回数 3,689回（令和4年9月30日時点）

事例に学ぶ！食品表示ミス防止のチェックポイント
～農産物・農産加工品編～
(テキスト及び動画)

ヒューマンエラー等に起因して発生する表示ミス（名称、原産地、原材料名、原料原産地など）の具体的な事例とそれに対する防止策、自らチェックする際のポイント等を対象品目別に解説。



令和4年2月公開

再生回数 1,941回（令和4年9月30日時点）

※上記のテキスト及び動画は、以下のURL（農水省Webサイト）からダウンロード又は視聴ができます。

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/hyoji/kansa/kyouji/kansa_kenshu.html

密漁品は

流通させない



令和4年12月からアワビとナマコに漁獲番号を付けることが義務付けられます。



違法に採捕された水産物の流通を防ぐため、採捕事業者、取扱事業者間での漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出入時の証明書添付などが義務付けられます。

詳しくは水産庁Webサイトへ

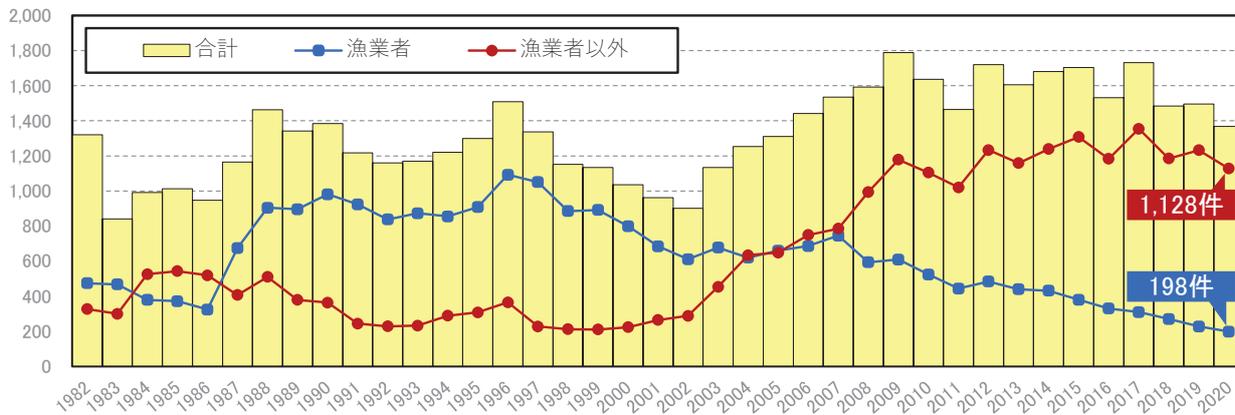
水産庁 水産流通適正化法



水産庁

密漁の発生状況

近年、漁業者による違反操作が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあります。



資料：都道府県調べ(令和2年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。)

「水産流通適正化制度とは」

アワビ、ナマコ※(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種(特定第一種水産動植物))について、

採捕事業者や加工・流通事業者等の取扱事業者は

- ① 行政機関への届出
- ② 漁獲番号その他伝達事項の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)
- ④ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付



が義務づけられます。

(※:令和7年からシラスウナギにも適用)

漁獲番号等の伝達例

①名称

②重量
又は数量

納品伝票				
送り先		出荷者		2022年12月1日
△△水産 住所 △県△市00-00 電話番号 000-000-0000		〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000		
漁獲番号：1234567 - ●●●●●● - ●●●				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				

届出番号 1234567 - 取引年月日 **221201** - 取引番号 **001**

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載

取引番号3桁は、産地の取引実態等に合わせ、柔軟に設定

お問合せ先

水産庁加工流通課

☎ 03-3502-8111 (内線6683)

アワビ・ナマコを取り扱う 小売販売事業者の皆さまへ

令和4年12月から

水産流通適正化法*がスタートします。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

目的

加工、流通段階で違法な漁業（密漁）に由来する水産物を排除する仕組みを構築することで、国内において違法に採捕された水産物（アワビ、ナマコ）の流通を防止

効果

違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われることとなり、流通事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上や取引の円滑化に寄与

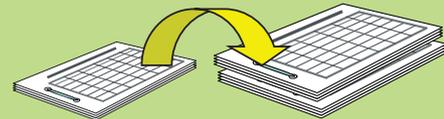
✓ 漁獲番号等の確認

「アワビ」、「ナマコ」やその加工品を入荷（仕入）する際には、仕入先から漁獲番号又は荷口番号等の伝達を受けてください。
なお、消費者へ提供する際には
漁獲番号等を伝達する必要はありません。



✓ 伝票を受領

「アワビ」、「ナマコ」やその加工品を入荷（仕入）した際には、伝票類（納品書、請求書等）を受領してください。



受領

保存

✓ 3年間保存

受領した伝票類（納品書、請求書等）は3年間保存してください。

農林水産省

詳細は裏面へ

□ 譲受けの記録の作成・保存

受領した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（納品書、請求書等）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

伝票類（納品書、請求書等）の内容の確認

- 名称（取引において通常用いている名称）
- 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- 年月日（譲受けした年月日）
- 取引先名（仕入先の氏名又は名称）
- 漁獲番号※¹又は荷口番号※²（輸入品又は養殖物の場合は、その旨）

※¹ 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。

※² 荷口番号とは、アワビ、ナマコやその加工品の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達を受けた複数の漁獲番号に代えて取引に附番する16桁の番号です。

□ 消費者以外（事業者）への販売がある場合

事業者間の情報の伝達※³

他の取扱事業者にあわび、ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合は、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- 名称（取引において通常用いている名称）
- 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- 年月日（譲渡し又は引渡しをした年月日）
- 取扱事業者名（譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称）
- 漁獲番号※¹又は荷口番号※²（輸入品又は養殖物の場合は、その旨）

譲渡しの記録の作成・保存

上記に掲げる事項（取扱事業者名については、取引先名）の伝票類（納品書、請求書等）を作成・保存することで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

取扱事業者の届出※⁴

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地等を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁※⁵に対して、届出を行う必要があります。

※³ 消費者を含む不特定多数の者に対し販売するスーパーマーケット等で、事業者が消費者と同様の条件・立場でアワビ、ナマコやその加工品を購入する場合は、スーパーマーケット等は消費者と事業者を判別することは困難であるため、譲渡し記録の作成・保存及び情報の伝達は不要です。

※⁴ 専ら消費者に対し、販売又は提供する事業者の場合は、届出は不要です。

※⁵ 届出先の行政庁は以下のとおりです。

事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある事業者 都道府県
事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が複数の都道府県にある事業者 農林水産省

問合せ先 水産庁加工流通課 TEL03-3502-8111（内線6683）

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法 |



広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果概要

1 調査実施状況

農林水産省は、令和3年10月から12月末までの3か月間（以下「調査期間」という。）に全国の広域小売店 1,005 店舗であさりの産地表示の状況を調査しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

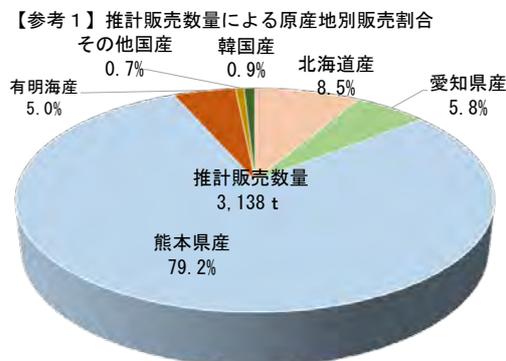
2 販売状況調査結果

(1) 調査を実施した1,005店舗のうち、829店舗（82.5%）で生鮮あさり（冷凍のものを除く。）が販売されていました。

(2) 調査期間に全国で3,138トンのあさがり販売されたとの推計結果になりました。

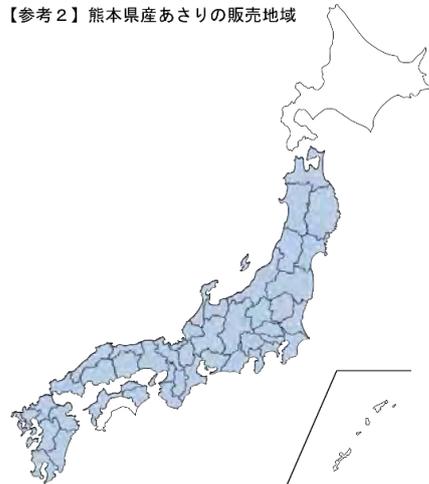
なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産 79.2%、北海道産 8.5%、愛知県産 5.8%、有明海産 5.0%、韓国産 0.9%、その他国産 0.7%でした。

(3) 最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。



※ 推計販売数量=(1日あたり販売数量÷調査店舗数)×調査母体数×日数(10月から12月までの92日)
※ 1日あたり販売数量=7日間の販売数量または(7日間の仕入数量-(7日間の仕入数量×廃棄割合))÷7日
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

【参考2】熊本県産あさりの販売地域



3 漁獲量と推計販売量の比較

(1) 調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンです。

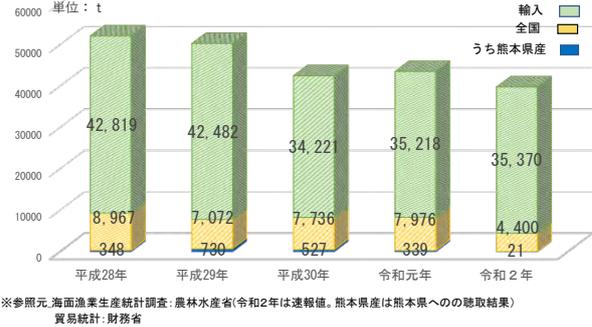
(2) 最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量 2,485 トンは、熊本県産あさり令和2年の漁獲量 21 トンを大幅に上回る結果となりました。

※熊本県産あさりの漁獲量は熊本県への聴取結果

4 漁獲量と輸入量の状況

- (1) 令和2年の国産あさりの漁獲量は4,400トン。
- (2) 外国産あさりの輸入量は減少傾向にあるものの、令和2年の国内あさり流通量の約9割となっています。

【参考3】あさりの漁獲量と輸入量の推移



5 科学的分析調査結果

全国で50点の国産あさりを買上げてDNA分析(一塩基多型の比較)を行ったところ、熊本県産として販売されていた31点のうち30点(97%)について「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。

※本分析は、外国産あさりの混入の可能性(疑義の有無)を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくことになります。

6 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組めます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。